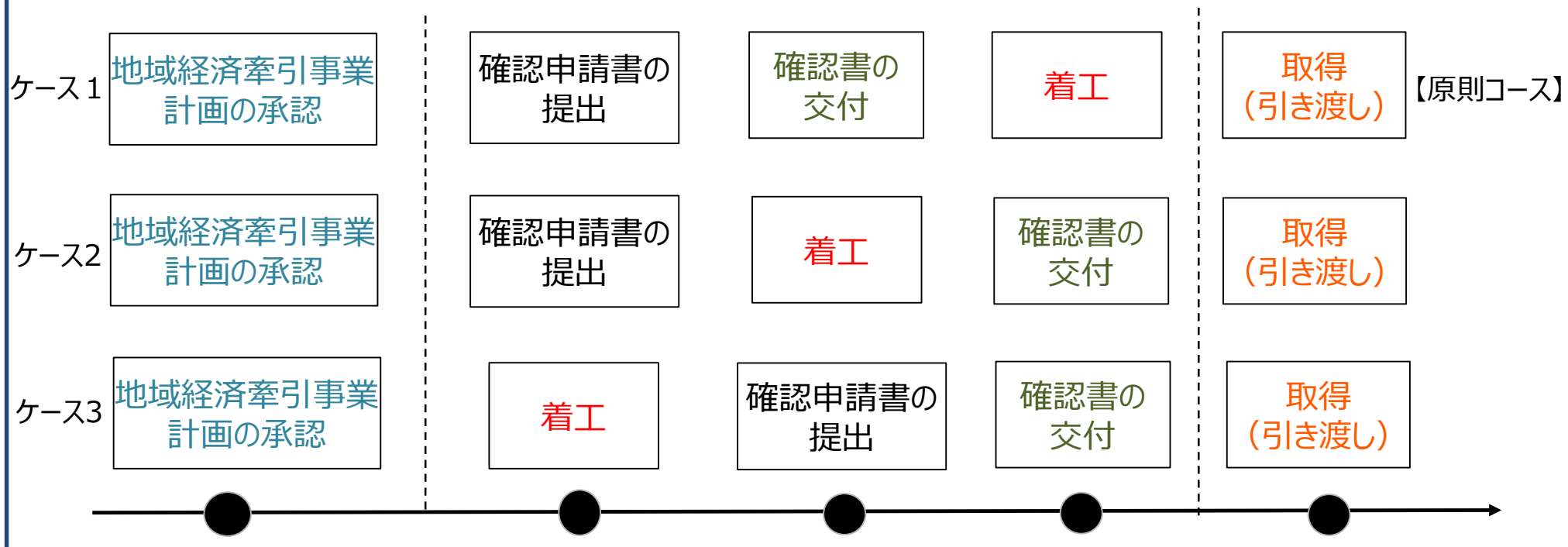


(参考) 課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)

